

平成29年度山口県福祉サービス運営適正化委員会事業報告書（概要）

1 山口県福祉サービス運営適正化委員会等の開催状況

（1）福祉サービス運営適正化委員会本会議（開催回数：1回）

開催日	出席 委員数	議 題
6月14日	11人	① 平成28年度事業報告について ② 苦情受付状況について ③ ケースについて

（2）運営監視部会（開催回数：4回）

地域福祉権利擁護事業の実施主体である県社会福祉協議会が行う事業の透明性、公正性を担保し、事業の適正な運営を確保するため、定期的に業務実施状況・事業運営推進計画等について報告を受け、事業全般の監視を行った。

開催日 (開催回数)	出席 委員数	議 題
6月27日 (第73回)	8人	① 平成29年度市町社会福祉協議会の現況について ② 山口県地域福祉権利擁護事業の実施状況について ③ 契約締結審査会（第203回～第205回）の審査結果について ④ 専門員会議における市町社協との協議について ⑤ 平成28年度山口県地域福祉権利擁護事業事業報告について ⑥ 平成28年度山口県福祉サービス運営適正化委員会事業報告について
9月27日 (第74回)	6人	① 山口県地域福祉権利擁護事業の実施状況について ② 契約締結審査会（第206回～第207回）の審査結果について ③ 現物調査の実施状況について ④ 専門員・推進員・生活支援員の役割について ⑤ 市町社会福祉協議会に対する現地調査の実施について
12月19日 (第75回)	7人	① 山口県地域福祉権利擁護事業の実施状況について ② 契約締結審査会（第208回～第209回）の審査結果について ③ 社会福祉協議会に対する現物調査の実施報告について ④ 社会福祉協議会に対する現地調査の実施報告について

<p>3月 7日 (第76回)</p>	<p>8人</p>	<p>① 山口県地域福祉権利擁護事業の実施状況について ② 契約締結審査会（第210回～211回）の審査結果について ③ 平成29年度現物調査における改善通知への回答状況について ④ 平成29年度社会福祉協議会に対する現地調査対象市町社会福祉協議会からの要望について ⑤ 平成30年度山口県地域福祉権利擁護事業計画（案）について ⑥ 平成30年度山口県福祉サービス運営適正化委員会事業計画（案）について ⑦ 平成30年度地域福祉権利擁護事業実施状況調査（案）について</p>
-------------------------	-----------	---

2 調査実施状況

社協名	実施日	担当委員	実利用者数 9月30日現在
下関市社会福祉協議会	10月19日（木）	山本 圭介	127人
上関町社会福祉協議会	10月23日（月）	城 彦二郎	6人
長門市社会福祉協議会	11月 7日（火）	山本 圭介	32人
宇部市社会福祉協議会	11月 8日（水）	草平 武志	214人
萩市社会福祉協議会	11月13日（月）	板村 憲作	98人
田布施町社会福祉協議会	11月15日（水）	古川 英希	11人
和木町社会福祉協議会	11月21日（火）	石部 壽雄	0人
山陽小野田市社会福祉協議会	11月27日（月）	古殿 雄二	30人
阿武町社会福祉協議会	12月 4日（月）	村田 芳江	6人
平生町社会福祉協議会	12月 6日（水）	高橋 俊文	4人

(1) 現地調査結果

【地域福祉権利擁護事業実施体制について】

専門員の配置体制は、すべての社協で整っていたが、推進員、生活支援員を配置していないところもあった。

【日常的金銭管理サービスについて】

金銭授受簿、公印使用簿、払戻請求書等については、複数の者で確認がなされていた。

検査は、事務局長や複数の職員により行われていた。

一方、旧町村部の社協事務所において通帳等を管理し支援を行っている社協については、社協事務所の人員配置の問題等により、管理や検査について課題が残るところもあった。

【書類等預かりサービスについて】

預かった書類や支援通帳の返却ができず、預かったままの社協もあった。

返還先が確定されていないケースも見受けられたが、多くのケースについては一定期間預かり物件を保管した後、破棄をすることを契約書上で合意していた。

【契約ケースの援助状況について】

支援計画の見直しについては、おおかたの社協が見直している。

【成年後見制度への移行について】

全ての社協で、成年後見制度への移行が必要と判断なケースをかかえていた。

成年後見制度への移行については課題となっている社協が多く、申立人が不在であることにより、成年後見制度への移行が進まない状況が発生している。

【地域福祉権利擁護事業に関する苦情への対応について】

苦情を受け付けた場合の対応はなされていた。

【新しい取扱要項（平成28年7月改訂）について】

周知はなされていた。

【専門員の業務等について】

専門員等社協職員による利用者への面会については、概ねの社協で専門員、推進員、生活支援員による定期的な面会が実施され、利用者の様子に変化がないかを確認していた。

【地域福祉権利擁護事業実施上の課題について】

ア 新規申込者に対し、即時対応が困難な場合がある。

イ 代行、代理による支援における金融機関との調整について、銀行側への取り扱いの周知が徹底されていないことによる不都合がある。

【県社会福祉協議会への要望（市町社会福祉協議会からの意見）】

- ア 地域福祉権利擁護事業を実施するための委託金の確保をして欲しい。
- イ 支援がスムーズに進むよう、金融機関との調整を行って欲しい。
- ウ 契約内容を変更する際の、契約変更の手続きが煩雑にならないよう、契約書の様式等を再検討して欲しい。

【その他（委員より）】

各社協とも概ね適切に実施されていると思われる。